

監査の結果

1 監査対象部等

福祉部（次に掲げる課）

2 監査の対象課等の主な事務

（1）生活福祉課

厚木市事務分掌規則第4条に規定する分掌事務。

（2）障がい福祉課

厚木市事務分掌規則第4条に規定する分掌事務。

3 監査の方法

財務に関する事務の執行を主に、事務事業が適正かつ効率的に行われているかについて、対象期間（平成31年4月1日から令和元年6月30日まで）における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

（1）収入に関する事務

（2）支出に関する事務

（3）契約に関する事務

（4）財産・物品の管理に関する事務

（5）庶務その他事務

4 監査を行った期間

令和元年8月29日から令和元年9月30日まで

5 監査の結果

平成31年4月1日から令和元年6月30日までに執行された監査対象課における収入事務、支出事務、契約事務、財産・物品管理事務、庶務その他事務については、条例及び規則等に基づき、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意、検討すべき事項については、口頭により指導した。